

秋田市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第38号

秋田市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

秋田市母子保健法施行細則（平成 9 年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次のように加える。

(3)	省令第 9 条第 4 項	養育医療券再交付申請書
-----	--------------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。